

事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類表

(一廃… 一般廃棄物、産廃… 産業廃棄物)

ごみ区分	ごみの種類又は内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙、段ボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ざれ	国・道・市等管理者	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
				●
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麵くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	●	
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
動物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	

ごみ区分	ごみの種類又は内容	主な排出事業所	一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●	
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国、道、市等）		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、たぶら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレー等	全事業所		●
	スーパーマーケット等で客が飲食した後のプラ容器等	飲食店、パチンコ店等		●
	従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（弁当がらなどのプラ容器、プラ製品等）	会社事務所等	●	
				●
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		●
	従業員が購入し、消費した後、会社事務所等で排出した物（飲料缶などの金属容器、金属製品等）	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		●
	航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ	外国航路航空機乗組員、外国旅行者等	●	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●